

高沢の家デイサービスセンター利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるもので、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

(1) 基本料金 お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

要介護度	介護サービス費
要介護 1	676円
〃 2	798円
〃 3	922円
〃 4	1,045円
〃 5	1,168円

注：介護保険負担割合が1割の方の料金になります。

負担割合が2割の方は、下記の料金の2倍の金額になります。

負担割合が3割の方は、下記の料金の3倍の金額になります。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な対応として、令和3年9月までの間、基本報酬に0.1%上乗せになります。

※基本料金に加えて、下記について（対象となる場合）、加算して料金を頂戴致します。

【1】サービス提供体制強化加算（以下の要件に該当した場合。下記の①・②のいずれかひとつのみ加算）

① 介護職員の総数に占める介護福祉士の資格を有する職員の割合が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士の資格を有する職員の割合が25%以上の場合 +22円

② 介護職員の総数に占める介護福祉士の資格を有する職員の割合が50%以上の場合 +18円

③ 介護職員の総数に占める介護福祉士の資格を有する職員の割合が40%以上、または、サービスを提供する職員（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）の総数に占める勤続年数が7年以上の職員の割合が30%以上の場合 +6円

【2】入浴介助加算 +40円

【3】介護職員処遇改善加算：基本料金に上記加算を加えた料金の5.9%

【4】介護職員等特定処遇改善加算：基本料金に上記加算を加えた料金の1.2%

(2) その他の料金

食費 600円

通常の事業実施地域以外にお住まいの方の送迎料金、おむつ代、レクリエーションや行事にかかる費用等、自己負担をしていただく場合があります。

介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる場合の料金

サービスを利用した場合の利用料は以下のとおりです。

実際にお支払いいただく「負担金」は、原則、負担割合証に記載されている割合の金額になります。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業（通所型サービス）の利用料

①基本部分

サービス名称	利用対象者	基本料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
通所型サービス費	要支援1、事業対象者	16,720円	1,672円	3,344円	5,016円
	要支援2、事業対象者	34,280円	3,428円	6,856円	10,284円

基本料金は、「一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」の額とします。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な対応として、令和3年9月までの間、基本報酬に0.1%上乗せになります。

その金額が改定された場合は、基本料金もそれに準じて変更になります。その場合、事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

②加算 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の名称	加算の要件	基本料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
若年性認知症利用者受入加算	個別の担当者を定めた上で若年性認知症利用者へサービス提供した場合	2,400円	240円	480円	720円
生活機能向上グループ活動加算	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者か	1,000円	100円	200円	300円

	らなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合					
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練を行った場合	2,250円	225円	450円	675円	
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合	2,000円	200円	400円	600円	
口腔機能向上加算	口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔掃除の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施を行った場合	1,500円	150円	300円	450円	
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合	4,800円	480円	960円	1,440円	
選択的サービス複数実施加算Ⅱ		7,000円	700円	1,400円	2,100円	
事業所評価加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	1,200円	120円	240円	360円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ-1)※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援1、事業対象者	880円	88円	176円	264円
		要支援2、事業対象者	1,760円	176円	352円	528円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ-1)ロ※	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※	要支援1、事業対象者	720円	72円	144円	216円
		要支援2、事業対象者	960円	96円	192円	288円
介護職員処遇改善加算Ⅰ※	上記基本部分と各種加算(処遇改善に係る加算を除く)・減算の合計に右記の割合を乗じた額	要支援1、事業対象者	240円	24円	48円	72円
		要支援2、事業対象者	480円	48円	96円	144円
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)※				+5.9%		
				+1.2%		

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本料金	1割	2割	3割
同一建物減算	事業所と同一建物等に居住する利用者又は同一の建物から利用する者にサービスを行う場合	3,760円	376円	752円	1,128円
		7,520円	752円	1,504円	2,256円
定員超過・人員基準の欠如	当該減算の要件に該当した場合(1月につき)	上記基本部分の70%			

(2) キャンセル料

第1号通所事業(通所型サービス)は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。